陳　情　文　書　表

（子ども若者はぐくみ局）

受理番号	４４９１	受理年月日	令和８年１月13日
件　　名	共同親権制度に係るホームページでの周知内容の充実		
要　　旨	今年４月より改正民法が施行され、離婚後も父母が協力して子を養育する共同親権制度が導入される。こうした中、昨年11月、東京都世田谷区において乳児死亡という痛ましい事件が発生し、報道では親権を失うことへの恐怖が動機の一因と伝えられた。制度に対する誤解や過度な不安が当事者や子供に深刻な影響を及ぼし得ることを社会全体で重く受け止める必要があると感じている。 この点について、2025年11月19日の衆議院法務委員会及び20日の参議院法務委員会において、平口洋法務大臣、三谷英弘法務副大臣から、改正民法に関し、自治体が分かりやすく周知・啓発を行うこと及びそのための実務体制の充実が重要である旨が示されている。 具体的な先行事例として、東京都足立区では、父母の人格尊重・協力義務について、違反となり得る行為の例を示すとともに、違反した場合には、親権者の指定・変更、親権停止等の審判において考慮され得ることを明記している。あわせて、ＤＶ、虐待から逃れる行為は義務違反に当たらないことも併記されており、市民の誤解や過度な恐怖を防ぐ構成となっている。 足立区のホームページのように、共同親権、法定養育費、親子交流などに関する民法等の一部を改正する法律について、どのような行為が問題となり得るのか、違反した場合にどのような影響があり得るのかを具体的に示すことは、制度の正しい理解を促し、不幸な事案の抑止にも資するものと考える。 ついては、京都市においても、足立区の掲載内容を参考に、共同親権制度の趣旨やルールが市民により分かりやすく伝わるよう、ホームページ周知内容の充実を検討することを願う。		
陳　情　者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		